

アジアアート&

リーガルプラクティスチーム開設のお知らせ

2020 年 8 月 11 日に、弁護士法人 One Asia は、木村 剛大弁護士(日本法、ニューヨーク州法、第一東京弁護士会、小林・弓削田法律事務所所属)と業務連携して、アジアアート&リーガルプラクティスチームを立ち上げることを決定致しました。木村弁護士は、知財関連紛争対応等に数多くの実績を有する小林・弓削田法律事務所に所属し、Art Law 分野では、アーティスト、アートギャラリー、アート系スタートアップ、キュレーター、アートコンサルタント、コレクター、パブリックアート・コンサルタント会社、アートプロジェクトに関わる各種企業にアドバイスを提供しております。また、ウェブ版美術手帖、現代ビジネス(講談社)、広告(博報堂)などのメディアに多数記事を寄稿し、「Art Law を日本へ」を掲げて活動を続けています。

<木村剛大弁護士 プロフィール>

https://www.artlawworldiapan.net/#about-me

One Asia Lawyers グループは、アジア地域において 16 か国に拠点及びネットワークを有しております。また、One Asia Lawyers は、CSR 活動として、メコン現代美術振興財団 (https://auraart-project.com/) と協力して、法律事務所の枠組みを超えて、アジア地域での文化支援活動を継続して行っております。

そこで、今後さらに全世界的に注目されるアート分野ですが、日本出身のアーティスト、ギャラリー、キュレーター等は、アジア地域での需要も取り込んで行くのと同時に、私達は日本、アジアをはじめとする世界的な文化交流にも貢献して参りたいと考えます。木村弁護士の知見と One Asia Lawyers のネットワークを活用し、アーティストやギャラリーのアジアでの各種契約、追及権、オークションハウスの情報開示規制等のアート分野に関連する制度調査、作品輸送に関する通関等の法的な諸問題の支援をはじめとして、アジア各地のパーセントフォーアート等の文化政策や比較法的な研究等、公的機関への法的、政策的な提言やアート関連インフラ



の輸出等も含めた戦略立案や実行に向けた法的支援等も行って参ります。

以 上

<アジアアート&リーガルプラクティスチームに関するお問い合わせ先>

One Asia Lawyers(担当:藪本雄登)

yuto.yabumoto@oneasia.legal